

# 「契約」について 考えよう



# 契約ってどういうことでしょう？



# 契約ってどういうことでしょう？



二人の間に合意があれば**契約**は成立します。



契約成立!



# 勝手に契約をやめることはできません。



勝手に契約をやめることはできません。



契約は守らなければならない

# 契約は絶対に守らないといけないの？



# 契約は絶対に守らないといけないの？



買主が契約を取り消せる場合があります

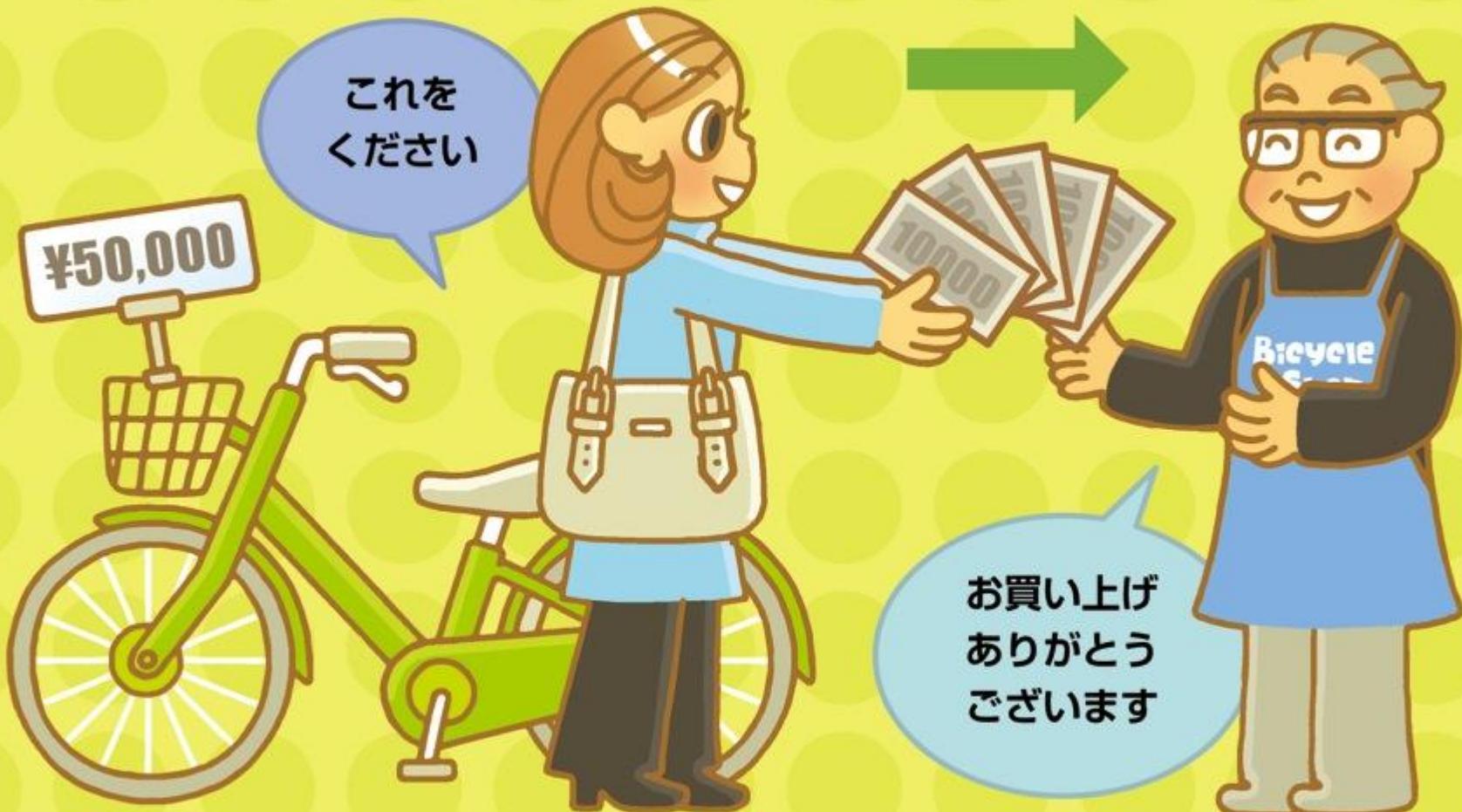
CASE : 01

## あやねさん(23歳)の場合



あやねさんはお店で、すてきな自転車を見つけました。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



あやねさんは手元に5万円を持っていたので、買いたいと店長に申し出ました。  
店長は喜んで応じてくれたので、その自転車に乗って帰りました。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



しかし帰り道に実際に乗ってみると、思った通りの乗り心地ではありません。あやねさんは自転車の購入をやめたいと思いました。

あやねさんは「自転車を買うのをやめて返したい」と店長に申し出ます。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



1 店長は喜んで応じてくれました。

CASE : 01 あやねさん(23歳)の場合



2 店長は嫌がって応じてくれませんでした。

CASE : 02

## ともみさん(15歳 中学生)の場合



ともみさんはお店で、すてきな自転車を見つけました。手元に5万円は持っていませんでしたが、親にお金を借りればいいやと思いました。

CASE : 02 ともみさん(15歳中学生)の場合



ともみさんは「後でお金を持ってくるから買いたい」と店長に申し出ました。  
店長は喜んで応じてくれ、ともみさんはその自転車に乗って帰りました。

CASE : 02 ともみさん(15歳中学生)の場合



ところが家に帰ると、親から「5万円も貸すなんてできません」  
と言われてしまいました。

CASE : 02 ともみさん(15歳中学生)の場合



ともみさんは「自転車を買うのをやめて返したい」と店長に申し出ましたが、  
店長は嫌がって応じてくれませんでした。

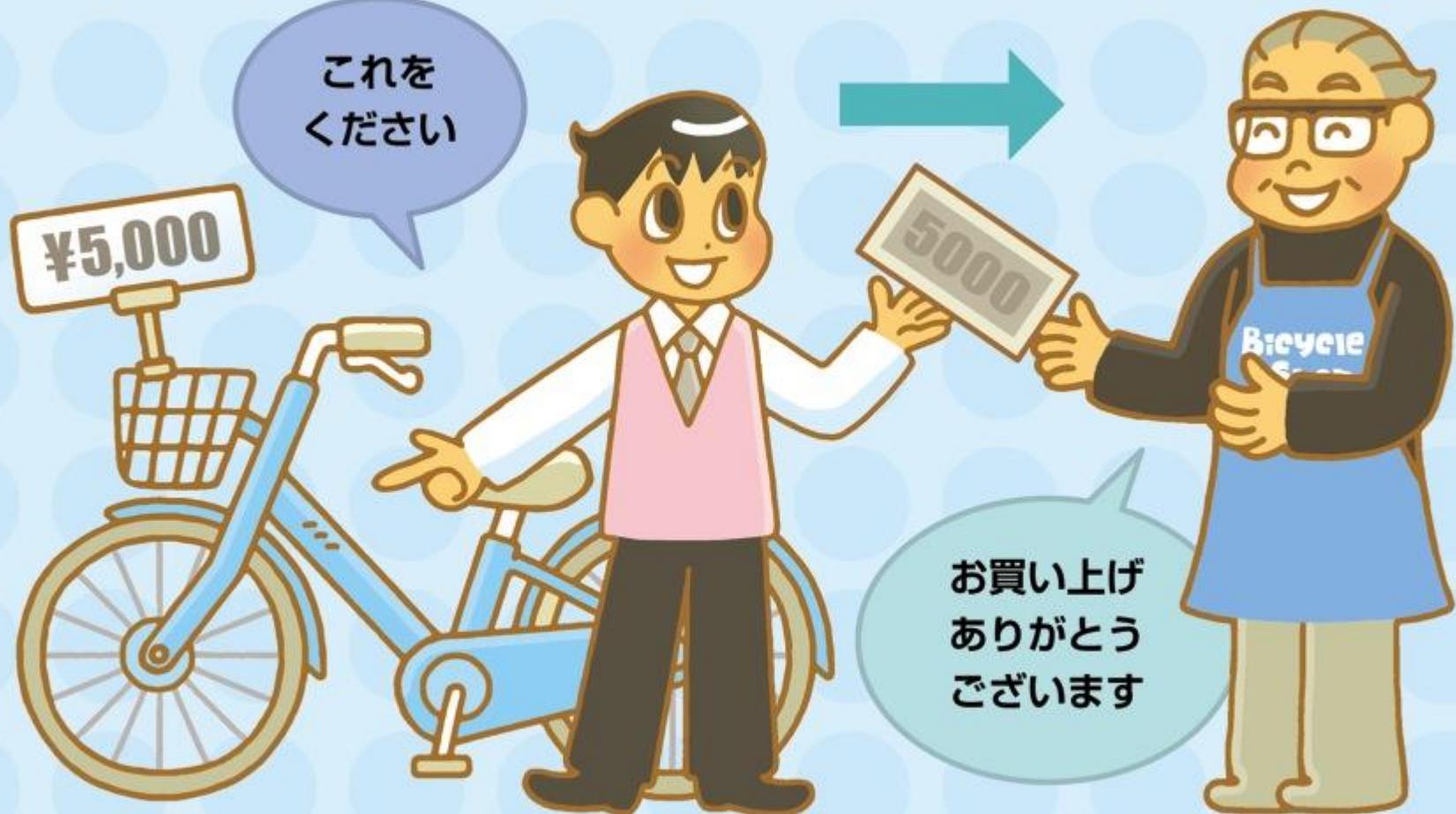
CASE : 03

## ももたさん(17歳 高校生)の場合



ももたさんは自転車がほしいと思い、自転車屋さんに行きました。  
そこで中古の5000円の自転車を見つけました。

CASE : 03 ももたさん(17歳高校生)の場合



ももたさんは手元にお小遣いの5000円をもっていたので、買いたいと店長に申し出ました。店長は喜んで応じてくれたので、その自転車に乗って帰りました。

CASE : 03 ももたさん(17歳高校生)の場合



しかし帰り道に実際に乗ってみると、思った通りの乗り心地ではありません。  
ももたさんは自転車の購入をやめたいと思いました。

CASE : 03 ももたさん(17歳高校生)の場合



ももたさんは「自転車を買うのをやめて返したい」と店長に申し出ましたが、  
店長は嫌がって応じてくれませんでした。

# 授業のまとめ

ここまで見てきたように「**契約**」はとても身近なものです。

原則として一度結んだ契約は  
守らなければなりません。



今日の授業では**契約を取り消すことができるケース**を  
見ていきました。

# 1

# 売主の利益



と、簡単にやめられては相手は困ります。

反対に…

## 2

# 消費者の利益



一度契約した  
のだから

取り消し  
など絶対に  
認めない！

会社(企業)など



——と、取り消しができないと消費者は困ってしまいます。

私たち消費者と会社など事業者との間には  
知識や情報や交渉力に**大きな格差**があります。  
そこで格差を解消し、実質的に対等な立場で契約できるように、  
**取り消しをする権利**が認められる場合があるのです。

